

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年12月8日（火） 第9258号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 指定居宅サービス事業者の指定（634）（西部総合事務所福祉保健局）・・・2
- ◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（20）・・・2

告 示

鳥取県告示第634号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社Smile あーさ	株式会社Smileあーさ訪問介護事業所	米子市福市932	令和2年12月1日	訪問介護
社会福祉法人地域 でくらす会	みんなの処	米子市西倉吉町88-2	〃	通所介護

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和2年12月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,370
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	46,849
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	144,747
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,809
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,829
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,018
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,470
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,242
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,710
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,397
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,613
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,077